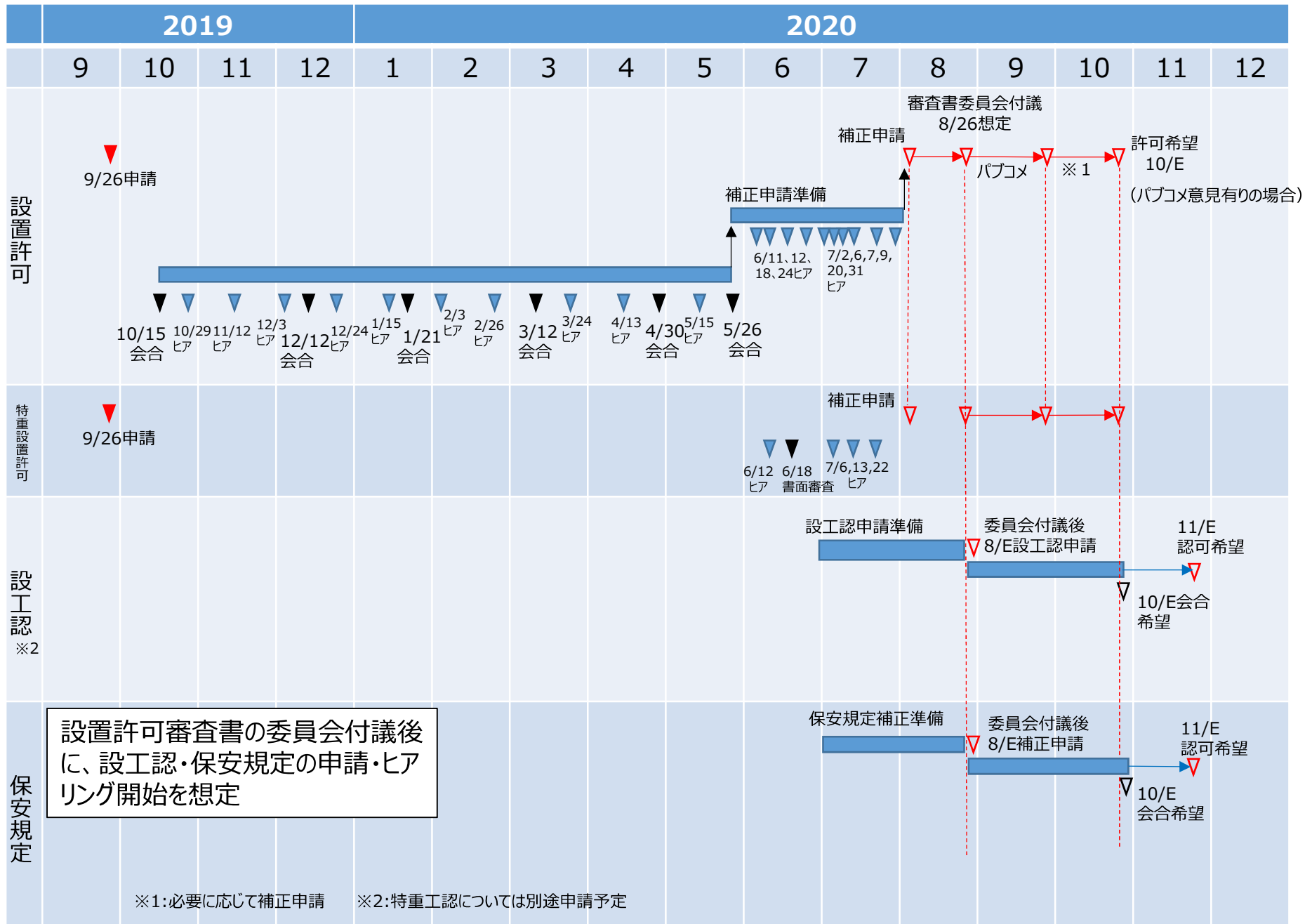


# 高浜発電所の警報なし津波の対応スケジュール

2020/7/31



美浜・大飯・高浜発電所 設置許可、工事計画、保安規定予定(2020.04~2021.03)

設置許可  
工事計画  
保安規定  
廃止措置計画

○申請(届出) ◇許可 □認可(届出後30日) ☆補正申請

2020年7月度

発電所	No.	号機	工事名(件名)	種別				2020年度												許認可(希望)期限およびヒアリング回数						
				設置許可	設計及び工事計画認可	電事法	保安規定	廃止措置計画	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3					
美浜	1	3	所内直流電源第3系統設置	2018 4/20 申請	-	-	-	-	★	★	◆														7/8許可	
	2	3	所内直流電源第3系統設置	2020 7/8 許可	認可申請	-	-	-								○10月以降申請										・2020年10月以降に申請予定(特重設工認の認可後に申請) 理由:法令上2021年10月25日が設置期限であり、工事期間(製作~現場施工)や他プラントの製作期間を踏まえ、標準審査期間内の認可を希望 ・ヒア4回、審査会合1回(想定)
	3	3	有毒ガス防護対策	-	-	-	-	-																		・2020年8月下旬認可希望 ・経過措置期限:2020年5月以降の定期事業者検査終了日までに使用前検査を含めた対応を完了させておくことが必要であるため ・ヒア2回、審査会合1回(想定)
	4	3	三重同軸型電気ベネトレーション取替工事	-	2020 7/22 認可申請	2020 7/22 認可申請	-	-					●7/22申請													・2021年1月初旬までに認可希望 理由:第26回定期検査時に取替えが必要であり、電気ベネトレーションの製作工程上記の日程までに認可を得て製作を開始する必要があるため ・ヒア2回、審査会合1回(想定)
	5	3	大山火山の大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しに対する対応	2019 9/26 申請	-	-	-	-																		・2021年2月末に許可を想定 ・ヒア11回(内7回実施)、審査会合8回(内6回実施)
	6	1, 2, 3	組織改正に伴う変更	-	-	-	-	-	●4/21申請																	6/19認可
	7	3	有毒ガス防護対策(特定重大事故等対処施設)	2020 7/17 申請	-	-	-	-																		・2020年7月17日申請、12月中旬許可希望 ・ヒア4回、審査会合2回(想定) (先行許可実績があるため、早期処分を希望。) ・特重施設設置期限(2021年10月)をターゲットに設定。設工認申請は、特重本体側の審査状況を踏まえて実施。
	8	1, 2	法令改正(新検査制度)に係る廃止措置計画変更認可申請	-	-	-	-	-																		・2020年8月中旬~8月下旬頃申請予定 (ROP廃止措置計画変更認可申請の第1G(伊方1.2u、島根1u)の審査見通しが立ち、地元自治体と調整完了次第申請を行う) ・2~3ヵ月程度での認可を想定

美浜・大飯・高浜発電所 設置許可、工事計画、保安規定予定(2020.04~2021.03)

設置許可  
 工事計画  
 保安規定  
 廃止措置計画  
○ 申請(届出) ◇ 許可 □ 認可(届出後30日) ★ 補正申請

2020年7月度

発電所	No.	号機	工事名(件名)	種別				2020年度												許認可(希望)期限およびヒアリング回数	
				設置許可	設計及び工事計画認可	電事法	保安規定	廃止措置計画	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
大飯	1	3、4	高エネルギーアーク損傷対策(DG)	-	7/15認可	-	-	-	7/15認可 7/6補正★												7/15認可
	2	3、4	大山火山の大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しに対する対応	2019 9/26申請	-	-	-	-	2021年2月末に許可を想定 *ヒア11回(内7回実施)、審査会合8回(内6回実施)												
	3	3、4	化学体積制御設備配管改造工事	-	変更認可申請	-	-	-	8/25申請												2020年8月25日申請予定、2021年2月までに認可希望 理由:2021年9月開始の3号機19回定検、2022年3月開始の4号機18回定検で取替えを行う予定であり、設工認可後の工場での製作期間および現場での工事施工期間を考慮し、2021年2月頃までに認可が必要 *ヒア3回、審査会合1回(想定)
	4	4	加圧器スプレイ配管改造工事	-	認可申請	届出	-	-	8/25申請												2020年8月25日申請予定、2021年2月までに認可希望 理由:2022年3月開始の4号機18回定検で取替えを行う予定であり、No.3と類似の配管改造工事であることから、同時期に申請・審査いただくことを希望 *ヒア3回、審査会合1回(想定)
	5	3、4	火災感知設備増設工事	-	2020 6/26認可申請	-	-	-	6/26申請												経過措置期間までに、設工認・使用前検査の処分完了が必要 経過措置期限:2024年2月13日以降の最初の定検終了日 *再稼働プラントにおける感知器BF申請では初回となるため、当該審査結果を踏まえた後続機申請を考慮し、審査期間約1年間を見込み2021年3月認可希望 *ヒア10回、審査会合2回(想定)
	6	1、2、3、4	組織改正に伴う変更	-	-	-	2020 6/19認可	-	8/21申請 ★6/12補正 6/19認可												6/19認可
	7	3、4	有毒ガス防護対策(特定重大事故等対処施設)	2020 7/17申請	-	-	-	-	7/17												2020年7月17日申請、12月中旬許可希望 *ヒア4回、審査会合2回(想定) (先行許可実績があるため、早期処分を希望。) *設工認申請は、特重本体側の審査状況を踏まえて実施
	8	1、2	法令改正(新検査制度)に係る廃止措置計画変更認可申請	-	-	-	-	認可申請	8/M~8/E頃 申請予定												2020年8月中旬~8月下旬頃申請予定 (ROP廃止措置計画変更認可申請の第1G(伊方1.2u、島根1u)の審査見直し)が立ち、地元自治体と調整完了次第申請を行う) *2~3ヵ月程度での認可を想定

美浜・大飯・高浜発電所 設置許可、工事計画、保安規定予定 (2020.04~2021.03)



2020年7月度

発電所	No.	号機	工事名(件名)	種別				2020年度												許認可(希望)期限およびヒアリング回数							
				設置許可	設計及び工事計画認可	電事法	保安規定	禁止措置計画	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3						
高浜	1	1, 2	所内直流電源第3系統設置	19/9/25許可	7/17認可申請	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定重大事故等対応施設に係る設計及び工事計画認可後に新検査制度施行をふまえて2020年7月中旬に申請、標準審査期間終了申請から3ヶ月後の認可を希望</li> <li>理由: 法令上2021年6月上旬が設置期限であり、工事期間(製作~現場施工)や他プラントの製作期間を踏まえ、標準審査期間内の認可を希望</li> <li>ヒア4回、審査会合1回(想定)</li> </ul>	
	2	1, 2	1, 2号機 SFP未臨界性評価手法の変更	19/2/5申請 19/6/14再申請	-	-	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年12月下旬までに許可希望</li> <li>ヒア21回実施済、審査会合6回実施済</li> </ul>
	3	1, 2	SFP未臨界性評価手法の変更	-	変更申請	-	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年3月下旬までに認可希望</li> <li>No.2の許可後、速やかに申請</li> <li>設置許可記載内容を工認に反映するものであり、技術的な内容はNo.2許可審査においてご説明予定</li> <li>なお、本審査とNo.4の保安規定審査については重複して進めることになる</li> <li>ヒア2回、審査会合1回(想定)</li> <li>※許可後、速やかに申請予定</li> </ul>
	4	1, 2	SFP未臨界性評価手法の変更	-	-	-	-	認可申請	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年3月下旬までに認可希望</li> <li>新規制基準適合に係る申請には含まず、No.2の許可後、速やかに申請</li> <li>設置許可、設工認記載内容を保安規定に反映するものであり、技術的な内容はNo.2許可審査においてご説明予定</li> <li>なお、本審査とNo.3の設工認審査については重複して進めることになる</li> <li>ヒア1回、審査会合1回(想定)</li> <li>※許可後、速やかに申請予定</li> </ul>
	5	3, 4	高エネルギーアーク損傷対策(DG)	-	7/9認可	-	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>7/9許可</li> <li>7/6補正</li> <li>7/9認可</li> </ul>
	6	1, 2(3, 4)	新規制基準適合に係る申請(本体申請、T3 4切り離し申請)	-	-	-	-	2019 7/31申請	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年11月中に認可希望 (T34切り離し申請は、1/16認可)</li> <li>ヒア1回/週、審査会合5回</li> <li>1,2号炉の有毒ガスは、3,4号炉の有毒ガス認可後、補正済</li> <li>津波警報が発表されない海底地すべり津波については、設置許可審査の進捗状況を踏まえ、今後補正して対応</li> </ul>
	8	1, 2, 3, 4	津波警報が発表されない海底地すべり津波に対する対応	2019 9/26申請	-	-	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>設置変更許可は2020年10月中旬に許可希望</li> <li>高浜1, 2号機の再稼動までに対応完了が必要</li> <li>ヒア18回実施、審査会合6回実施</li> </ul>
	9	1, 2, 3, 4	津波警報が発表されない海底地すべり津波に対する対応	-	T12: 変更申請 T34: 認可申請	-	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>認可時期は2020年11月中に認可希望</li> <li>高浜1, 2号機の再稼動までに対応完了が必要</li> <li>ヒア3回、審査会合1回(想定)</li> </ul>
	10	1, 2, 3, 4	大山火山の大山生竹テフラ(DNP)噴出規模見直しに対する対応	2019 9/26申請	-	-	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>2021年2月末に許可を想定</li> <li>ヒア11回(内7回実施)、審査会合8回(内6回実施)</li> </ul>
	11	3	蒸気発生器細管補修工事	-	届出	届出	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>届出時期未定</li> </ul>
	12	4	蒸気発生器細管補修工事(定期点検結果により届出)	-	届出	届出	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>11月中旬に届出(短縮申請)</li> <li>短縮申請理由: 当該工事が中断し、定検完了時期が遅延するため</li> <li>同種届出実績あり(T3: 関原発284号H30. 9.12 T4: 関原発357号2019. .11.15)</li> </ul>
	13	3, 4	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請(海外ウラン燃料)	-	2020 4/30認可申請	-	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年10月中旬に認可希望</li> <li>理由: 2021年初めに海外での加工を開始するため</li> <li>ヒア5回(内2回実施)(想定)</li> </ul>
	14	3, 4	新検査制度導入に伴う燃料体設工認申請(MOX燃料)	-	2020 4/1認可申請	-	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年10月中旬に認可希望</li> <li>理由: 輸入燃料体検査申請済みであり、明確化された運用に従って燃料製造を行っていくため</li> <li>ヒア5回(内2回実施)(想定)</li> </ul>
	15	1, 3	使用済樹脂処理対策に係る使用済樹脂移送容器等の導入の工認申請	2019 7/31許可	2020 7/22認可申請	届出	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年11月までに認可希望</li> <li>理由: 3, 4号機の使用済樹脂貯蔵タンクの将来的な貯蔵裕度を確保するため、2023年度より1, 2号機に使用済樹脂を移送する計画であり、工事期間を考慮し、2020年11月中旬に認可希望</li> <li>ヒア2回、審査会合1回(想定)</li> </ul>
	16	3, 4	火災感知設備増設工事	-	認可申請	-	-	-	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置期限内までに、設工認・使用前検査の処分完了が必要</li> <li>経過措置期限: 2024年2月13日以降の最初の定検終了日</li> <li>先行して申請する大飯34号機の審査状況を踏まえて申請</li> <li>2021年5月末認可希望</li> <li>ヒア4回、審査会合1回(想定)</li> </ul>
	17	1, 2, 3, 4	組織改正に伴う変更	-	-	-	-	2020 6/19認可	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>6/19認可</li> <li>4/21申請</li> <li>6/12補正</li> <li>5/19認可</li> </ul>
	18	1, 2	1, 2号炉の旧燃料取替用水タンク解体完了及び1, 2号炉の給水所移設に伴う管理区域図の変更	-	-	-	-	2020 6/26認可申請	-																		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年10月頃の認可希望</li> <li>理由: 旧燃料取替用水タンクの解体作業が10月に完了予定であるため</li> <li>ヒア2回(想定)</li> </ul>

1. 件名：関西電力(株) 高浜発電所に係る使用前検査の手続きに関する面談

2. 日時：令和2年6月11日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁内会議室（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部

検査グループ 専門検査部門 担当者4名

関西電力(株) 担当者6名

5. 要旨

○関西電力(株)から、高浜発電所第1、2号機の新規制基準対応工事の設備の一部に対する事業者の実施する適合性確認検査の方法について資料に基づき説明を受けた。

- 第3、4号機の特定重大事故等対処施設において、第1、2号機の設備の一部に対しても検査を実施することとしており、第2号機での当該設備の工事完了後に、第3、4号機としてその検査を行う計画としていた。
- 現在、第2号機の当該設備の工事が完了する時期が第3、4号機の工事の完了時期より遅れる可能性がある。
- その場合には、計画していた実際の設備に対する検査ができないことから、2号機に係る文書や図面等の確認をもって、第3、4号機の適合性確認検査としたい。

○原子力規制庁は関西電力(株)に対して、工事が終わらない場合の使用前検査の合格処分は過去に例がなく、上記説明内容の妥当性等について検討するが、専門検査部門だけでその可否を判断できるものではないので、取扱いについては審査部門にも状況を説明するよう求めた。

6. その他

提出資料

資料：高浜3、4号機特重施設の使用前検査における高浜2号機設備の取扱いについて

- ※ 出席者の氏名及び提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上

1. 件名：高浜3，4号機の特定重大事故等対処施設の工事計画に係る事業者面談

2. 日時：令和2年6月22日 14：00～14：40

3. 場所：原子力規制庁 原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、他担当者6名

関西電力株式会社：担当者9名

5. 要旨

（1）関西電力株式会社から、高浜3及び4号機の特定重大事故等対処施設に係る最新の工事予定について、本日の面談において提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）原子力規制庁は、工事計画の変更等を行う場合は、法令上の整理等を十分に行うよう、伝えた。

（3）関西電力から、了解した旨の回答があった。

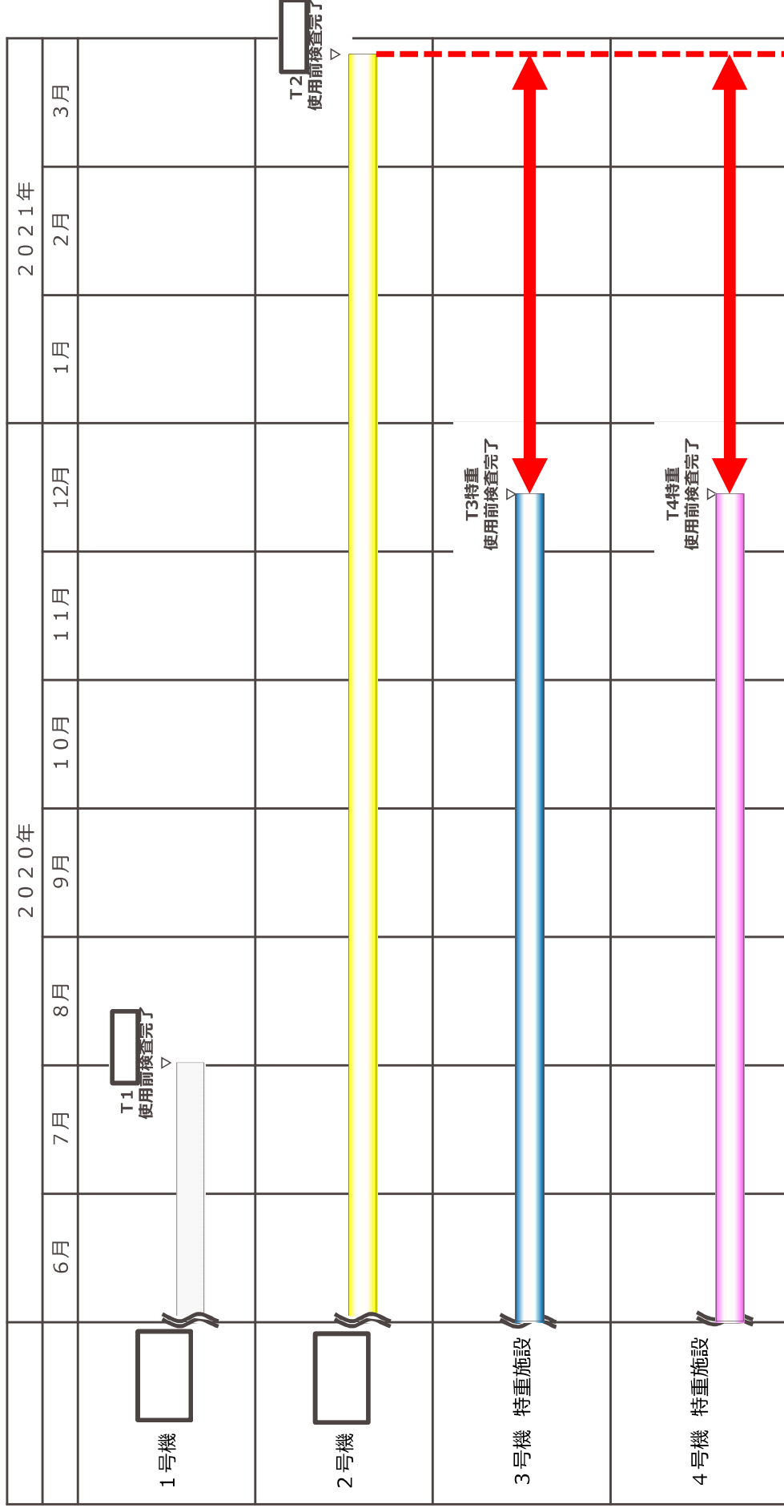
6. その他

提出資料：

▪ 高浜発電所 特重施設の使用前検査完了予定について

以上

高浜発電所 特重施設の使用前検査完了予定について



1. 件名：高浜3，4号機の特定重大事故等対処施設の工事計画に係る事業者面談
2. 日時：令和2年7月16日 13：30～14：00
3. 場所：原子力規制庁 原子力規制庁内会議室
4. 出席者  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
岩田安全管理調査官、他担当者6名  
  
関西電力株式会社：担当者4名
5. 要旨
  - （1）関西電力株式会社から、高浜3及び4号機の特定重大事故等対処施設に係る工事の進捗に伴う今後の手続等の見通しについて、本日の面談において提出のあった資料に基づき、説明を受けた。
  - （2）原子力規制庁は、関係法令・規則等を精査した上で、適切な対応を行うよう再度伝えた。
  - （3）関西電力から、了解した旨の回答があった。
6. その他  
提出資料：  
▪ 高浜発電所 特定重大事故対処施設における工事の進捗状況について

以上